

令和5年度 第1回生駒市障がい者地域自立支援協議会 会議録

時間：令和5年7月19日（水）

午後1時30分から

場所：生駒市コミュニティセンター

201・202会議室

1. 開会

2. あいさつ

事務局：（あいさつ）

（会議の公開について説明、傍聴者の確認）

（会議の録音の許可のお願い）

（手話通訳者・要約筆記者の入室許可のお願い）

（発言の際の注意事項について説明）

（委員紹介、事務局出席者紹介）

（資料の確認）

（福祉健康部長あいさつ）

事務局：それでは、案件に入ります前に、本協議会開催要綱第6条の規定に基づき、委員の皆さまの互選により、会長及び副会長を定めることとなっております。

（委員からの推薦により会長に神澤委員、副会長に木下委員に決定）

3. 案件

（議事の進行は神澤会長）

（1）生駒市の障がい福祉の動向について

事務局：（資料2～7について説明）

資料説明終了後、質疑応答

辻村委員：資料2の4ページ、精神障害者保健福祉手帳交付の状況について、交付人数が増えているものの、受給者証所持者、つまり通院医療の受給状況ですが、通院されている方は増えていない。そうすると、精神障害手帳を持っていても、それほど通院の必要がないということになるのでしょうか、推測できるような理由あるのでしょうか。

事務局：データは奈良県の精神保健福祉センターから提供いただいているものですが、自然減という形なのか、もしくは何らかの理由で医療にかかる方の割合が増えていないのか、はっきりとした分析ができておりません。改めて奈良県に確認をとって分析をしていきたいと思っております。

辻村委員：6ページの、障がい者就労支援に関する事業で、生駒市における障害者就労施設等からの物品等の調達、いわゆる優先調達のことですが、5課6事業で約113万円を優先調達した実績がありますが、この金額をどう評価したらよいでしょうか。

事務局：就労施設等からの物品の優先調達の金額ですが、令和3年度までは大体200万円以上であったものが、今年度は半分ほどの113万円という規模に減ってしまった状況になっています。これは、令和3年度までは、広報広聴課が主に取りまとめていた市のホームページの委託という大きなものがありましたが、業務の仕様の見直しがあり、令和4年度から委託がなくなってしまった経緯があります。ご指摘の点では少し減っている傾向にあるということになり、市としては、障がい福祉課だけでは難しいところもありますので、全庁的に市の業務の中で、優先調達にご協力いただける業務がないかということ、粘り強く呼びかけをさせていただいているところです。昨年の秋頃にも、どういった事業者がどういう業務が委託可能なかというようなことをわかりやすく掲載した庁内職員向けのチラシを作成させていただいているところです。本日の資料としてはありませんが、そういったところで、障がい福祉課としても業務の洗い出しを進めているところです。

辻村委員：44ページ、相談支援の傾向と課題として、相談支援専門員のさらなる充足があげられているが、それぞれの事業所では、専門員の人手が足りないが増やせない状況にある。それは財源が少ないため、なかなか人員が増やせないということになるが、市として課題として挙げていただいているということは、今後、市としても応援していこうといった意気込みを感じています。事業所としては、非常に複雑多岐にわたる相談が増えており、チーム支援の体制強化が必要であり、こういうことも、人材がいないと進められませんので、この辺を大きな課題として挙げていただいていることは事業所としてはありがたいですし、その解決に向けて取り組んでいただければ、ありがたいと思います。

事務局：一次相談から最前線で支援の重要な担い手となっただいただいている相談支援専門員の充足ということは、市としても大きな課題としてとらえております。生活支援センターの運営という市の委託業務と、市の委託業務以外に福祉サービスの提供として、障害福祉サービスの報酬を得られる業務の2つを抱えて、法人で運営されているという事情もあるかと思えます。改めて、市としても財政的な面、もしくは採用活動、募集してもなかなか担い手の確保につながっていない部分も課題としてもしかしたらあるかなと考えております。各生活支援センター、相談支援の事業者向けに、第7期障がい者福祉計画策定にあたりまして、アンケートを実施させていただき予定をしております。その中で、アンケート・ヒアリング等を通じて、改めて課題というものを抽出させていただき、どういった取り組み方ができるのか、市としてどういった形が効果的なバックアップができるのかしっかり考えていきたいと思えます。次回以降の自立支援協議会においても、委員よりさまざまなご意見もいただきつつ取組を進めていきたいと考えております。

浅井委員：辻村委員の意見と重なりますが、44ページの相談支援専門員のさらなる充足というところで、アンケートあるいは直接話させていただければと思っています。報告を見てもわかりますけれども、相談件数がほぼ1万に近くなってきて、昨年よりも2500件増えています。しかも正規職員が5人だけの配置という形で、かなり目いっぱいやっています。先ほど回答いただいたモニタリング等で、報酬を賄うようにも取れたんですけれども、結局国の方から言われているモニタリング4回というようなことをやっていたら、それだけでもかなりの過重労働になり、職員の方がかなり疲弊している状況もあります。金銭をふやしたから職員がくるのかってという問題でもないのかもしれませんが、当然、この相談というのはすごく大事な事業だと思っていますので、一緒に解決する方法を考えていただきたいと思います。他の自治体では、全部生活支援センターではなく、それぞれの課の方で相談を受けてもらったりしています。いろいろなところから解決していくための課題について、今まで以上に寄り添って、一緒に相談乗っていただきたいなと思っています。うちの方も力不足っていうところで迷惑かけているところは重々あると思っていますが、福祉を向上させたいっていうところでは一緒だと思いますのでよろしくをお願いします。

浅井委員：内部の問題になってしまうかもしれませんが、安心生活支援事業のところの緊急時受け入れ事業をやらせてもらっていますが、緊急時の受け入れの対象者に難病や発達といった内容が増えているように思います。この辺のところは、くらし部会などの自立支援の下部組織で何か協議しながら、上がってきたのでしょうか。こういう地域拠点を作る時には、最初、非常に緊急時の定義からいろいろと、前におられた職員の方とキャッチボールさせてもらいながら拠点づくりしてきたと思います。どこでこういうふうになったのかなというのが、よく分からなかったので、説明いただければと思います。

事務局：緊急時受け入れにつきましては、当初スタートしたときに、障がい種別を問わずというところで始まったという理解をしておりました。要綱の方にもうたっていたと思うのですが、再度確認させていただきます。

事務局：かなり負担が大きくなっているというところは、改めてかなり感じておりますし、複合化した課題といいますか、おひとりだけではなくご家族の方も、様々な課題を抱えており、それが、障がいに関わるもの以外の例えば生活困窮とか権利擁護の必要とあっていうところで、抱合した課題等を抱えているようなケースもご対応いただいているところかと思っています。こちらに関しましては今年の6月から、福祉政策課におきまして、重層的支援体制ということで、そのような課題として一緒に取り組んでいこうという動きもさせていただいております。その窓口でいろいろ聞いていただいた課題について関係課、関係機関の方につなげていきやすい体制を、取っていきたいと考えておりますので、そのような体制も踏まえて、その体制も十分活用しながら、ご意見の方をいただき、対応の方をしっかりと考えていきたいと思っています。

浅井委員：ありがたい話であり、重層的支援については非常に大切なことだと思っています。まだ始まったところですが、まだまだ、私どもの方でもかなり抱えているケースが多く、どのようになっているのか状況がわからないところがあります。この辺なんかも教えてもらいながら、登録があったかどうかなど、どのような関わりができたか、そういったことも、開始したところなので、こまめに教えていただけたらありがたいと思いますのでお願いします。

神澤会長：他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい。数値の方の検討の確認をする。あと、確かめなければならないことも、これから事務局の方で調べていただき、特に緊急時の受け入れなど具体的なことについては、皆さんが納得いっておらず、実は私も詳しくわからないところもあります。できれば、この会議では、参加している人全員が理解できるような進め方にさせていただくとありがたいと思っていますので、そのような説明をお願いします。

(2) 第6期生駒市障がい者福祉計画の評価について

事務局：(資料8について説明)

説明終了後、質疑応答。

浅井委員：先ほどグループホームのことで、障がい者の方の高齢の問題ということもお話いただきました。昨年になりますけれど、高齢の親が50代前後の障がい者の方を見ておられ、入所施設での会議なんかもすごく増えているというお話で聞いたりしています。私たちの方でも、高齢者に対応したグループホームの建設といったことも考えていますけれども、現状ではどうしても坪単価が高く、今、グループホームを建設するにも、坪単価が以前では80~90万であったのが、100万以上になり、とんでもない建築費になっています。こうなると、例えばグループホームを作った場合に、どうしても私たちとしては、家賃としてちょっともらわないと回らなくなってきます。以前のグループホームでしたら、1万から2万円程度の家賃で、本人さんも障害年金の中で、まだいろいろ遊んだりすることができましたが、4~5年前に作ったところでも家賃3万5000円くらいになり、次に作るとなると家賃をどう設定したらいいのかというようになっています。今、国の方からは、1万円の家賃補助がありますが、自治体によっては、国の動きを待っていたらもうどうしようもないってことで、家賃補助を独自に出すということもされているようです。すみません、お金のことばかりとなりますが、私たちの役割としては、知的障がいのある高齢の方のグループホームを作っていくことが社会的使命として考えているのですが、現状の社会情勢で、利用者の方が入ったがゆえに、全然遊べないとか、豊かなQOLの向上に繋がらないっていうのでは本末転倒なので、例えば、少しでも工賃を高く払えるようになれば、どんどん建てていきたいところですが、家賃補助等について、生駒市独自で何か考え、対応いただけないかと思って、少し提案というか、このような件で協議を進めていただきたいと思います。

事務局：独自の家賃補助として、グループホームとは別のことになりますが、現状では、福祉ホームに入居されている方への家賃補助という形で、障がい福祉サービスの支援事業という補助金ということで、毎月の申請に基づいて、補助をさせていただいていることはあります。改めて、グループホームの入所者のご負担を教えていただき、改めて課題として提案いただきましたが、財政上の制約もあり、全般的なサービス報酬の方も、先ほどご説明させていただいた通り、年々増加傾向にもございます。ご意見等については個別にいただけるということですので、しっかり受けとめの方をさせていただきます。

浅井委員：グループホームでも暮らすことができなくなり、福祉ホームの方に移っていただいた方もおられますが、入浴介助が無理なので、500万円の入浴設備ということで、体の障がいの程度が重い状態でも入れるような設備を新たに付けさせてもらいました。やはり福祉ホームでは、少し高齢の方になってくると難しい面が出てくるので、より快適に過ごしてもらうために障がいの程度が重い方のためのグループホームが要るのかなど。そういったことを私ども考えて、自分たちの責任、使命ということで考えていますが、繰り返しになりますけど、どうしても非常に考えられないぐらいの高い建築費になってきていますので、その辺を検討していただけたらと思っています。

神澤会長：予算に関わることですから、即答はできないかと思います。グループホームと福祉ホームの中間的な福祉機能を持ったグループホームみたいなものも必要になってくるかもしれないってことでしょうか。

浅井委員：グループホームの場合、どうしても、軽度や中度の方を対象として、国の進めてきた施策でも、入所施設から出していきましようということになってはいますが、例えば重複障がいの方が、普通の家に住めるかということ、やはり車椅子やバリアフリーの整備が必要になるということで、廊下やお風呂など、いろいろな設備面で、今まで以上に配慮が必要となってきます。環境的な配慮が要るところでは、国が一旦進めてきた施設入所から出ていくということから、取りこぼれてきた人達のため、小さな居住単位で、そのままの環境がいるのかなと思います。

神澤会長：その辺も含めて検討が必要となります。

古川委員：資料の4、5ページの中に、難聴児の補聴器の助成が書かれていますが、これは、手帳を持たない子どもたちに対しての助成について行動をおこして認められたものだと思います。手帳を持たない高齢の方たちも増えてきていると思います。難聴者協会に入っている高齢の方たちのお話を聞いていると、手帳がないから補聴器は自分で買うとのこと。これからそういう方がかなり増えてくると思います。そういう方のための予算や補助などを考えていただくことはできないのかなと思って、この資料を見ていました。それから、第7期の障がい者福祉計画の策定に向けて、これからアンケートなど、いろんな調査をしていくと思うので、そのような意見にも対応して、取組について考えて欲しいと思います。

事務局：5ページの難聴児補聴器の購入費の助成ですが。まずこの制度としましては、奈良県の方で補助要綱というものを作っているもので、そのうち、一部を県でも補助をするし、市でも補助をするという形で、ルールとしては奈良県が定めているものとなります。生駒市だけでなく、県の補助も受けてもらうという建付けで進めさせてもっているものです。ご指摘のように高齢になるにつれての補聴器の助成ということでは、当市の福祉政策課でも、一昨年ぐらいにそういったご意見を聞いており、その際に、市独自の助成の検討もさせていただいたのですが、やはり財政上の制約といったところで採用されなかったという経緯がございます。ただし、改めてそういったニーズも増えているということで、福祉政策課の方でも高齢者福祉の計画も策定の年度となっており、障がい福祉課としても改めてご意見あったと伝えていきたいと思えます。代替手段ということではないですが、補聴器の貸出しの制度というの、昨年度から貸し出しできる台数を増やすことで、補聴器のお試しを推奨するような形の取組を進めさせていただいている状況です。

古川委員：補聴器の貸出制度の実施状況について、現状としてはどのような感じでしょうか。

事務局：昨年の5月ごろから、今まであまり大々的に周知ができていなかったこともあり、広報紙やホームページについても当初は障がい福祉課だけの発信だったのが、福祉政策課からも発信をさせていただいたところ、かなり、早いペースで予約が埋まり、5月以降に貸出の利用希望者が出てきた状況でした。現在は少し落ち着いています。やはり65歳以上の方からの希望というのが非常に多いことは見受けられました。

森永委員：貸出期間については、期限を設けておられるのでしょうか。

事務局：原則2週間としていますが、もう少し長く希望される方がおられれば、予約が入らない限りは、延長対応をしております。

(3) 令和4年度生駒市福祉センター指定管理事業の評価について

事務局：(資料9について説明)

説明後、質疑応答。

(質疑応答なし)

(4) 令和5年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて

事務局：(資料10について説明)

説明後、質疑応答。

(質疑応答なし)

4. その他

(1) 生駒市障がい者福祉計画の策定について

事務局：(資料11～13について説明)

説明終了後、質疑応答。

山本委員：資料12の1ページ、調査対象者が65歳未満とされていますが、現在、協会の会員の年齢は65歳以上が大半を占めています。65歳未満とされている理由について伺いたいと思います。

事務局：65歳以上の方には、いろいろな取組のなかで別途アンケート調査も実施されております。福祉政策課の方で今年度を進められている高齢者福祉に関する計画の策定にあたって、65歳以上の方を対象としたアンケート、様々な困りごとというところも含めて、アンケート調査を実施していると聞き及んでおります。障がい福祉課としても、対象者を住み分けさせていただいて、取り組んでいるというところがございます。

古川委員：資料11で「アンケート ①手帳所持者向け1500」とあり、その一番下に「⑤障害者団体 約10」とありますが、そのあとのページで、障害者団体に関する説明が書かれていませんが、どのような団体を対象としているのでしょうか。また、3年ほど前にもアンケートに回答しましたが、内容的に、聴覚障害者関係で回答できない質問も結構ありました。その時は、聴覚障害者協会や難聴者協会が集まって、これはどういうことかということをおもひながら書き上げたこともありました。そういった経緯もあるので、まず、当事者団体の声を拾っていくことの方が、今後の調査を進める上で効果が出るのではないかと考えています。質問内容によって、回答できない部分があれば白紙になってしまうかもしれませんが、やはり困っている方に対しての福祉の施策だから、当事者の声を聞いて、どういうことで困っているかをまとめて、反映した方が効果的であると考えていますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

事務局：資料11の「アンケート ⑤障害者団体 約10」ということでは、3年前と同様に、聴覚障害者協会さん、難聴者協会さん宛にもお聞きをすることとしております。ご質問としては、一人一人の方に対してご意見をお伺いし、まとめた方がいいのではないかとということでしょうか。①手帳所持者の無作為抽出にあたっては、事務作業にあたってのキャパシティの問題もあり、1500と設定しています。この中には、聴覚障がいの方も一定数、全員ではないのですが、障がい種別ごとで割合として入るように設定し、抽出しております。当事者団体様へのアンケートとしてはまず団体様としてのまとまったご意見をいただき、その中で話し切れないとか、アンケートの質問項目に合わない部分というところでは、こちらとしても団体さんに送る前に精査いたしますが、やはりなかなか伝えきれないという部分に関しては対面でのヒアリングの場も、ご希望に応じて予定をしたいと考えております。

古川委員：できれば対面で声を拾って欲しいという思いがありますので、手帳を持たない軽度、中度の難聴者で、年齢が40代、50代くらいの方の意見も聞いていただきたいと思います。一方で60代、70代以上の方は、ほとんどの方が耳も不自由となり、会話もできなくて、社会の中にも入って交流できない状況となっており、そのような状況では認知症に繋がるっていう調査結果も出されています。聴覚障がい者、難聴者に対し、できてしまった制度から前進し、必要な問題に対して声を出そうとしても認めてもらえないという現状です。やはり手帳を所持している聴覚障がい者とひとくくりしないで、難聴の特性もあれば、生まれつきろうの方の特性も、高齢になってからの聞こえなくなった方の特性もあるので、すべて含めてやっぱり考えて欲しいと思います。

事務局：手帳を持っていない方で難聴、耳が聞こえづらくなっている方のお声というところでは、今回は団体向けのヒアリングとして対応させていただきますが、もし個別で、当事者の方からの意見を聞いて欲しいというようなご要望がございましたら別途お聞きいたします。計画への反映ということでは、どういう形になるかを考える必要がありますが、常に障がい福祉課の窓口は開かれておりますので、場の設定などでご相談させていただければと思います。

飛矢委員：ひだまり家族会では、生駒市の方といろいろ今まで会合を持って、特に精神障がいというのは、当事者の病状が、急に悪化し、大変な状況が家族や当事者に起こる、それに対してどう対応するか、緊急時の対応についての要望として、その要望書を具体的に7月18日付で出させていただきました。特に緊急時の対応を誤りますと、当事者の命に関わる場合もあります。それから家族の安全にも影響があります。このことはすごく大事なことです。しっかりと今後も家族会としても取り組んでいきますが、生駒市の方でも、しっかり受けとめていただいて、ともに少しでもできるところから進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

事務局：先月にも、家族会の方には場の設定などにご協力いただきまして、訪問看護の事業者など関係者の方にも出席いただいて、市と事業者と、家族会さんとの意見交換の場を設定させていただきました。そのようなところで事業者の方でのお困りごととか課題に感じているところとかを共有していくよいきっかけになりましたので、いただいた要望書も踏まえて、改めて一緒に考えさせていただけたらと思っています。引き続きよろしく願いします。

辻村委員：私は県の社会福祉審議会の委員をしておりますが、その時に参加されていた各団体の委員の方から話をいただき、この協議会でも関係があるような気がしますので、

ご紹介しておきたいと思います。以前からも指摘されていることですが、障がい福祉サービスを利用していた人が、65歳になった途端にサービスが利用できなくなったりするケースがあります。例えば施設サービスの場合、入所施設を利用してきたのに、65歳になると特養の対象になってしまうというような方が、行き場がなくなってしまうというようなこともあったりします。継続的な利用を希望しているのに、制度そのものが切れており、県の方では「切れ目のない支援」といったすばらしい言葉では表現している一方で、実態としてはその制度の仕組みの中にはさま、エアポケットのようなものがあったりします。そのことについては、国の制度の仕組みも問題となりますが、きめ細かい支援というのは、やはり地方自治体で、いろんなボランティアの人、施設関係者も事業所も含めて、もう少しきめ細かい手だてを講じていかなければならないという意見が出ていました。おそらくアンケートの中でも、当事者や関係者は、その辺のことが昔からよく指摘されているかと思いますが、その辺のポイントが明らかになると、対応策を考える上でも、意味があると思っていますと意見だけ申し上げさせていただきました。

事務局：切れ目のない支援というのが必要になるかと思しますので、障がい福祉課としても国の制度の現状として、そのような杓子定規に切れてしまっていることでお困りの方がいること、従来から障がい福祉サービスを使っている方で、65歳以上になると急に支援がなくなってしまうということ、全てがなくなってしまうというケースは少ないかなと感じていますが、そういったことがないように、ある場合にはしっかり介護保険課、もしくは先ほど申し上げました重層的支援などで、制度のはざまで困っている方がいないかというところもしっかりカバーしていきたいというふうに考えております。

(2) 協議会の構成委員の増員について

事務局：現在の協議会委員は、各障がいについて専門性が高い方や、直接支援等に関係している方で構成されているということから、次の計画の策定、またその展開に当たっては、地域共生社会を目指す観点からも、他の視点を有する方にも委員として参加してもらいたいとのご意見を、6月定例議会の場においていただきました。これを踏まえ、事務局内で連携検討いたしましたところ、増加傾向にある発達障がい児や医療的ケア児への支援を進めるために「教育」との連携の強化、また、障がい者の社会参加や雇用促進等を図るために、「企業等」との連携を強化することが必要であるため、この2分野における委員を新たに委員として追加してはどうかという結果になりました。つきましては、事務局からの提案として、教育の分野として生駒市教育委員会から1名、雇用の分野として生駒商工会議所から1名のご推薦をお願いし、10月に開催を予定している第2回本協議会からのご出席を賜りたいと思っています。

神澤会長：このことで何かご意見ありますでしょうか。ご意見が無いようでしたら、委員の増員についてこの方向で進めていただくことでよろしいでしょうか

(異議なし)

事務局：今年度途中ということで、それぞれ役員会などが開催されており、この10月のタイミングに、委員に出ていただく方を決める会議が開催できない可能性もございます。

10月よりも遅れて決まることになるか、もしくは推薦ができませんと断られる可能性もありますので、その辺だけは含んでいただき、条件つきということで、お願いいたします。

5. 閉会

(閉会)

事務局：神澤会長ありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、貴重なご意見をいただきまして、感謝申し上げます。次回以降の協議会の開催につきましても、さきにご回答いただきました日程調整の結果を踏まえまして、改めてご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回、令和5年度生駒市障がい者地域自立支援協議会を閉会させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

以上